

## 中原区シンボルマーク旗の貸出しに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中原区において管理している中原区シンボルマーク旗（以下「区の旗」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

### (区の旗)

第2条 貸出しを行う区の旗は別紙のとおりとする。

### (対象団体等)

第3条 区長は、次の各号のいずれかに該当する団体等に区の旗を貸出すものとする。

- (1) 中原区内の学校、町内会・自治会及び事業者等
- (2) 中原区内で事業を実施する団体等
- (3) その他区長が特に必要と認める団体等

### (使用条件)

第4条 区の旗の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）は、中原区が共催、後援する事業のほか、区長が認めた事業にのみ使用するものとする。

### (貸出手続)

第5条 区の旗の貸出しを受けようとする者は、物品預かり書（様式1）を区長に提出しなければならない。

### (貸出期間)

第6条 区の旗の貸出期間は、原則2週間までとする。ただし、区長が必要と認めた場合はこの限りではない。

### (転貸・譲渡の禁止)

第7条 使用者は、貸出しを受けた区の旗を転貸又は譲渡してはならない。

### (損害又は紛失の届出)

第8条 使用者は、区の旗を損傷又は亡失した場合、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- 2 前項の損傷又は紛失の理由が故意又は重大な過失により生じたものであると認められるときは、使用者は、現物弁償をしなければならない。

(返却方法)

第9条 使用者が区の旗を返却する場合、区長の指示に従い返却するものとする。

(費用の負担)

第10条 区の旗の貸出しは無償とする。

(貸出中止)

第11条 区長は、次の各号に該当する場合、貸出しを中止し、区の旗を返還させることができる。

- (1) 第5条の物品預かり書に虚偽があった場合
- (2) 第4条及び第7条に反した場合
- (3) その他区長が必要と認めた場合

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は川崎市物品会計規則にあるものを除き区長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

## 物品預かり書

(あて先) 中原区長 様

団 体 名	
代 表 者 名	印
住 所	
連 絡 先	担当者名 ( ) 電話 - - , FAX - - メールアドレス ( @ )
事 業 名	
事 業 内 容	※企画書等参考になる資料がありましたら、提出をお願いします。
実 施 場 所	
使 用 日	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )
貸出希望期間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )

(貸出条件)

- 1 貸出しは区が共催・後援等を行っている事業に限ります。
- 2 貸出及び返却は、中原区役所企画課で行います。
- 3 返却の期日を必ず守ってください。
- 4 第三者に転貸しないでください。
- 5 使用目的・場所以外で使用はしないでください。
- 6 損傷もしくは紛失した場合は、修理、弁償等をしていただきます。

中原区役所企画課記入欄

※ こちらには記入しないでください

受付確認	貸出確認	返却確認			
月 日 担当	月 日 担当	月 日 担当			

(連絡先) 中原区役所企画課 (744-3149)

1 形状 下図のとおり

2 寸法

(1) 区旗 (大)

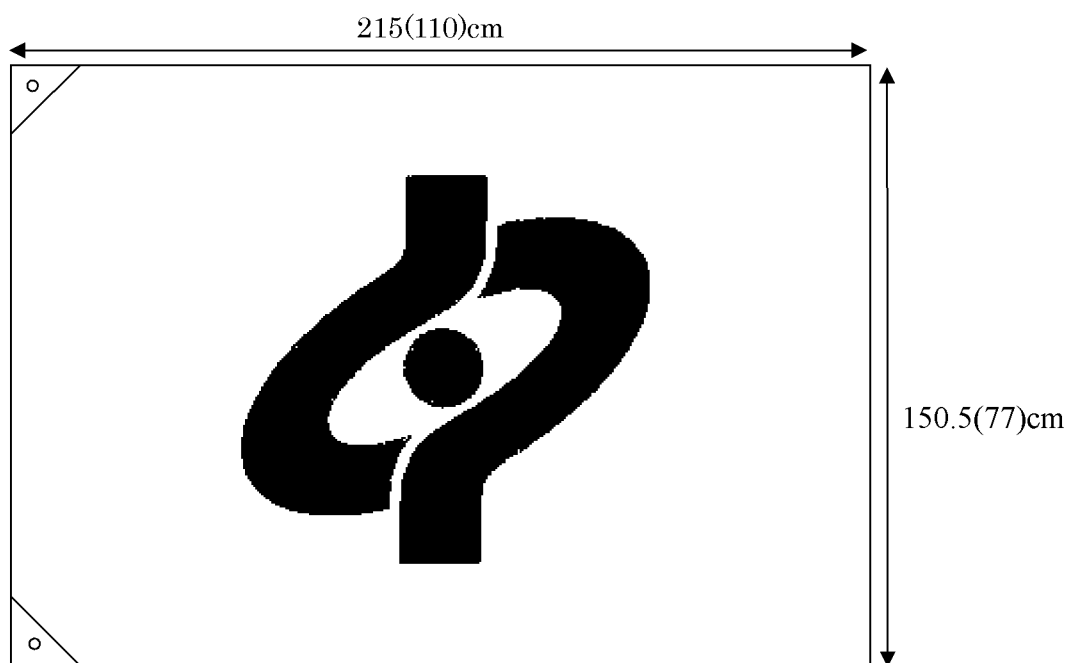
縦 150.5 cm、横 215 cm

(2) 区旗 (小)

縦 77 cm、横 110 cm

3 生地 木綿 (綿バンテン)

4 その他 地色は白、シンボルマークは中原区シンボルマークガイドラインのとおり



※カッコ内は旗 (小) の寸法